

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附金募集要領

我が国は人口減少局面に入り、また、高齢化、東京一極集中が急速に進展していることから、国は人口減少を克服し社会全体の活力を維持するため、地方創生の取り組みを一層進めています。

こうした中、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを創出するため、平成 28 年度税制改正において、「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」が創設されました。さらに、本税制は令和元年度に大幅な見直しが実施され、国が認定する地方創生に関する事業に対し、企業様が寄附を行うと、最大で寄附額の最大約 9 割相当額が法人関係税で軽減されることになりました。

久米南町では、「持続可能なまち」を目指して各種の地方創生に取り組んでおり、その一環として内閣総理大臣の認定を受けた本税制対象事業を令和 4 年度から実施しております。

つきましては、本町の地方創生に参画いただける企業様を募集いたしますので、格別のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 3 月

久米南町長 片 山 篤

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附手続き等について

1 寄附のお申し出方法

「企業版ふるさと納税寄附申出書」に必要事項をご記入いただき下記担当者までお送りください。

ア 送付先・お問合せ先

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削 502-1
久米南町役場 総務企画課 直通 086-728-2111
Mail soumukikaku@town.kumenan.lg.jp

イ 留意事項

- ①久米南町に本社が所在する企業からの寄附については本制度の対象となりません。
- ②1企業における1事業あたりの寄附は10万円からとなります。
- ③寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ④寄附者が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものである場合、寄附の申し込みをお断りさせていただきます。

2 寄附のお支払い方法

申出書の受付後、納入通知書を送付しますので、以下のご希望の方法をお教えてください。

ア 久米南町からお送りした納付書にてお支払い（手数料はかかりません）

<ご利用いただける金融機関等>

○金融機関等

（中国銀行、トマト銀行、晴れの国おかやま農業協同組合、津山信用金庫に限ります。）

○ゆうちょ銀行・郵便局（中国地方5県内に限ります。）

イ 久米南町指定口座へのお振り込み（手数料がかかります）

<振込先>

金融機関名：中国銀行 久米支店

口座種別：普通預金 番号：1223222

名義：久米南町（クメナンチョウ）

ウ 久米南町からお送りした納付書にて久米南町役場出納室で現金納付

3 受領証の発行について

ご寄附のお支払いが確認でき次第、受領証を郵送いたします。この受領証は、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附金であることを明記しております。来年度の租税申告時に、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の寄附を行った旨を証するものとして必要になりますので、厳重に保管いただきますようお願いいたします。

4 税制上の優遇措置について

企業版ふるさと納税にご寄附をいただきますと、税額控除（6割）と損金算入による軽減効果（約3割）により、最大約9割の優遇措置が講じられます。

ア 法人住民税

寄附額の4割を控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

イ 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、寄附額の4割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）

ウ 法人事業税

寄附額の2割を控除（法人事業税額の20%が上限）

5 ご寄附いただいた企業様の公表について

ご寄附いただいた企業様の企業名、バナーを久米南町公式ホームページ内の企業版ふるさと納税ページにて掲載させていただきます。（匿名をご希望の場合はお知らせください。）